

酒田市ごみ処理基本計画（酒田市食品ロス削減推進計画）（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

令和8年度から令和18年度までを計画期間とする酒田市ごみ処理基本計画（酒田市食品ロス削減推進計画）（案）の策定に関して実施した意見募集の結果について、次のとおり公表します。

実施結果

政策等の名称	酒田市ごみ処理基本計画（酒田市食品ロス削減推進計画）（案）
政策等の案の公表の日	令和7年11月20日（木）
意見募集期間	令和7年11月20日（木）～12月9日（火）
意見募集の結果	提出者1名（電子メール）、提出意見4件

寄せられた意見の概要と本市の考え方

意見の概要	本市の考え方
No.1 ごみ処理の概要と廃食用油の資源化について	
<p>P13のごみステーション区分欄に「もやすごみ」と「廃食用油」が同じ枠内で表示されていますが、P14のごみ処理の図に廃食用油ができません。廃食用油はもやしているのでしょうか。</p> <p>P32には、企業との連携の中でSAFへの展開とありますが、現在も何かに利用しているのでしょうか。</p>	<p>ごみステーションから回収した廃食用油については、飼料製造事業者に売り払いを行い、飼料用の再生油としてリサイクルされています。</p> <p>P32のSAF（持続可能な航空燃料）に関する記載については、さらなるリサイクルの可能性について記載したものとなります。</p> <p>なお、廃食用油がリサイクルされていることについては、P13のごみ処理の体制において追記します。</p>
No.2 酒田地区広域行政組合の新最終処分場及び新リサイクルセンターに係る計画での記載のあり方について	
<p>P13のごみ処理の体制、あるいはP19の2.7課題のところに、進行中の新最終処分場の計画、酒田地区の循環型社会形成推進地域計画に出てくる新リサイクルセンターの構想についても書き入れるべきではないでしょうか。</p> <p>なお、地域計画は環境省の3R交付金のサイトで見つけたものです。</p>	<p>ご意見の内容について、現時点では計画段階のために掲載していないもので、本計画の中間見直しまたはさらに次期計画において位置付けしたいと考えます。</p>

No.3 粗大ごみ等処理手数料に係る金額の記載について	
<p>P17の(11)粗大ごみ等の処理手数料の改定の中に「令和元年10月から改定しました。」とありますが、改定前後の金額を明示すべきではないでしょうか。</p> <p>また、令和7年9月19日更新の酒田市のサイト(ごみ処理手数料の改定について)を見ますと、令和8年4月1日から手数料の改定が決定しています。これも書き入れるべきと思います。</p>	<p>ご意見を参考に下記のとおり修正します。</p> <p>「粗大ごみ等の収集運搬時における処理手数料については、令和元年9月まで限度額として2,000円であったものを、同年10月から限度額として4,000円に改定しました。</p> <p>酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に持ち込まれるごみ処理手数料が、令和8年4月から10キログラムまでごとに従来の150円から180円に改定されることに伴い、本市の粗大ごみ等の処理手数料についても見直ししていきます。」</p>
No.4 「可燃ごみ」と「もやすごみ」の違い、定義等について	
<p>P18以降「可燃ごみ」という用語が出てきますが、これは、もやすごみとは違うものでしょうか。その違い、定義等が見つけられませんでした。</p>	<p>「可燃ごみ」と「もやすごみ」について定義が異なることはございません。</p> <p>本計画の本文中で使用している「もやすごみ」の用語については、ごみルール酒田カレンダーに関わる部分は「もやすごみ」としており、それ以外は「可燃ごみ」としています。</p>